

へき地児童生徒の学習に関する総合的研究¹⁾

— 教育行財政 —

伊藤源一郎・菊池一美

Studies of the Achievement of the School Children in the Remote Districts

— The School-administration and Finance —

GENICHIRO ITO and ICHIMI KIKUCHI

I 調査の目的と方法

この調査の目的はへき地における教育行財政のあり方や校長の学校管理の如何が児童生徒の学習効果に対し、どの様な影響を与えているかを明かにし、その問題点を指摘することにある。

調査方法としては総合研究の対象として選んだ四つの学校の設置者たる市町村の長、教育委員会の教育長並びに対象学校の校長更に分校については分校主任に面接し、あらかじめ用意しておいた質問事項について回答を求めることにした。

調査年月日及び質問事項は次の通りである。

久慈市A小中学校 昭和37年9月24日から27日

岩手郡葛巻町B小中学校 昭和37年9月10日から13日

下閉伊郡川井村H小学校C分校 昭和37年10月8日から11日

下閉伊郡岩泉町I小学校D分校 昭和37年10月1日から4日

A 市町村長に対する質問事項

1. 長はどのような考え方で教育委員を任命したか
2. 教育委員任命に際し議会との関係はどうか
3. 長と教育委員会との関係はどうか
4. 人づくり政策についてどんな抱負を持つか
5. 教育予算についての考え方
6. へき地学校に対し予算上特別配慮をするか
7. 教育について（例えば教育委員会、学校、教員、教員組合等）の意見はどうか

B 教育長に対する質問事項

8. 教育長の立場から考えて長の委員任命についてどう考えるか
9. 委員会の会議の回数
10. 委員会の教育行政の基本方針
11. 委員会の事務機構
12. 委員会と長との関係
13. 各学校の管理監督はどのようにしているか
14. その他教育行政上の問題点は何か
15. 教育予算の編成方針
16. 教育予算編成に当って教育委員会の果たす役割は何か

¹⁾ 附記本稿は昭和37年度文部省の科学試験研究補助金による、へき地児童生徒の学習に関する総合研究の行財政班の調査結果をまとめたもので、本研究班担当二人討議後菊池が作成したものである。

17. 市町村内の学校毎の予算配分の方針
18. へき地教育振興法に基く補助金の利用状況
19. 教員の研修費, 研究旅費はどうか
20. 公費不足を補うための寄附金等について
21. その他教育財政上の問題点は何か

C 学校長に対する質問事項

22. 学校の施設々備全般の実態
23. 施設々備についての問題点
24. 保健衛生上の問題
25. 人事特に校長の意見具申について
26. 学校管理規則
27. 職員会議
28. 校務分掌, 学級学科担任の決定方法
29. 職員会議以外の打合せ会等
30. 分校管理についての校長としての考え方
31. 小, 中学校間の関係
32. 新任教員の指導助言についての考え方
33. 教員組合の人事関与について
34. 教育計画樹立に当たっての校長の指導性
35. 朝礼について
36. 教案, 指導案の提出について
37. 教師の勤務状況把握の仕方
38. 職員研修の指導について
39. 学力向上対策
40. 地域社会の協力を得るための方法
41. その他校長としての抱負意見

D 分校主任に対する質問事項

42. 本校との関係はどうなっているか
43. 分校主任はどの程度権限を任せられているか
44. 校長の分校巡視
45. 本校との連絡回数と方法
46. 分校の予算配分について
47. 分校経営の問題点
48. その他の困難点

以上の48項目について夫々関係者から答えて貰ったのであるが, 長や教育長不在の場合は助役或は教育長補佐が代って答えてくれた。又面接で明かでない点については後に文書によって照合するなどして正確を期した。面接調査の部分について川井村関係は一人でそれ以外のすべては共同で行った。

II 結果とそれについての考察

先ず調査対象市町村の概況を示すと第1表の通りである。

第1表 対象市町村の概況

市町村名	久 慈 市	葛 巻 町	川 井 村	岩 泉 町
面積 km ²	325.66	433.87	564.22	989.02
人口 (S.36)	37,983	16,024	9,637	27,751
財政力※ (当初予算) 千円	276,145	101,836	59,201	177,053
学校数※	37	26	23	62
小学校	27	14	18	43
本校	22	10	6	15
分校	5	4	12	28
中学校	10	12	5	19
本校	10	9	5	10
分校	0	3	0	9
児童生徒数	9,557	4,335	2,445	6,991
小学校	6,473	3,131	1,644	4,931
中学校	3,084	1,204	801	2,060
学級数	246	125	82	223
小学校	175	88	59	162
中学校	71	37	23	61
教員数	326	169	112	298
小学校	225	106	72	192
中学校	101	63	40	106
備考 (合併事情)	昭和29年11月旧久慈町、長内町宇部村、山根村、大川目村、夏井村、侍浜村の2町5ヶ村の合併による	昭和30年7月旧葛巻町江刈村、田部村の1町2ヶ村の合併による	昭和30年7月旧川井村門馬村、小国村の3ヶ村の合併による	昭和31年9月旧岩泉町大川村、小本村、安家村、有芸村更に32年4月小川村の1町5ヶ村の合併による

※ 財政力は昭和36年度当初予算才出額であり、又学校数以下も昭和36年5月1日現在の学校基本調査の数による

A 市町村長の教育行財政方針と施策

1. (教育行政) 市町村教育委員会の委員が公選制から任命制にかわった昭和31年以降市町村長(以下長と略称する)と教育委員会との関係はそれ以前と大分変わった様に見える。法的には教育委員会(以下委員会と略称する)は独立的な教育行政機関とされているが、弱少市町村にあっては後述の様に事務機構が弱体な為、実際は長の一事務部局の地位にある様であり、委員の選任に当たっても長が独自の考で人選し議会に提案することが多い。地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法第162号)(以下地教法と略称する)第四条によれば委員は「人格が高潔で教育學術及び文化に関し識見を有するもの」のうちから長が議会の同意を得て任命することになっているが、調査した市町村に於てはその様な条件を全く考慮しないわけではないがそれよりも合併した各町村の均衡とか各地域の利益代表とかいう意味が非常に大きな選任理由となっていた。従って5ヶ町村以上の合併の場合は委員の欠ける地域が出てくるわけである場合には、二期つとめたから一期休むとか、議会の議員との釣合を考えるとかしている。一部の長の中には既に合併後相当たっているから旧部落的觀念にとらわれず人物本位で選任しようとか、女性委員を是非任命したいという意見を持っている者もあった。又全体としてその様

な考え方が強まりつゝあることは察知出来た。

地教法制定以降長の統制力が相対的に強化されているので委員任命に当って議会との摩擦もないし、又公選委員の場合よく見られた委員会と長との紛争も殆んどない。然し長が直接教育行政に関与しようということは見られずどの長も教育のことは委員会に一任するという考え方で一貫している。長としては教育の条件整備特にその財政的な裏付けに努力するだけであるとしていた。その意味では改正前の教育委員会法の基本精神が生きており、旧法の歴史的意味は高く評価してよいと思う。

尚池田内閣がその重要施策として掲げている人づくりの考え方がどの程度地方に浸透しているかという観点から長のそれに対する意見をきいたが具体的な考え方は余り聞かれなかった。差当って最低限度の自治体の形をどうして整えるかに苦心しているというのが実情の様である。然し中には町づくりの基本の第一は人づくりにありとして、その理想的人間像として、強い体の人、強い心の人、英知のある人、創造力のある人、を掲げ、その第一歩として町立中央病院の建設、出張診療所網の整備の外義務教育修了後の青年成人の教育を充実する為公民館の整備、酪農研修所の設置など意欲的行政を行っている所もあり(葛巻町)こゝでは教育費の占める割合は相当高いものとなっていた。又町の指導的青年を海外に派遣して研修をさせるという考を持っている長もあり、何とかへき地性、後進性から脱皮しようという意欲は一様に強く持っている様であった。

2. (教育財政) 教育に関して長の関係する部面は主として教育財政面である。へき地学校を持っている市町村は概して経済的にも後進地帯で市町村の財政も苦しくそれは財政収入に於て占める市町村税の割合が10% 台の所があることから知られる。例えば葛巻町の如きは昭和37年度の予算に於ては町税は収入総額の13.1%を占め、然も年々低下の傾向にある。即ち昭和35年度18.2%、昭和36年度17.5%となっている。所がそれにもかかわらず教育費の割合は必ずしも低くなっていく、それだけ一般の振興費が圧迫されるということになる。その結果経済的振興によるへき地性の脱却がそれだけおくれるという悪循環を繰返すことになる。各市町村の教育費の支出総額に対する比率を示すと第2表の様になる。

第2表 教育費の総支出に対する比率

市町村 年度	市町村			
	久 慈 市	葛 巻 町	川 井 村	岩 泉 町
昭和35年度	千円	千円	千円	千円
決算総額(A)	341,864	100,756	75,779	297,123
内教育費(B)	52,886	32,687	7,420	40,845
教育費の比率 (B/A×100)	15.5	32.4	10.0	13.8
昭和36年度				
当初予算総額(A)	276,145	101,836	59,201	177,053
内教育費(B)	31,008	33,814	8,500	41,766
教育費の比率 (B/A×100)	11.3	33.3	14.4	24.0
昭和37年度				
当初予算総額(A)	536,527	124,854	81,294	316,150
内教育費(B)	77,867	34,768	14,111	44,215
教育費の比率 (B/A×100)	14.4	28.0	18.5	14.0

これを見てもわかる様に市町村によって教育費の総支出に対する比率に相当の開きがある外、

同一市町村でも年によって差がある。勿論夫々の市町村には特殊の事情があり、又年によってその事業計画に変動があるので比率の低さが教育に対する熱意の低さを示すものとはいえない。我々の観察したところでは各市町村とも教育に対しては最大限の努力を払っている様であった。然し昭和35年度の岩手県の各市町村の歳出決算について県地方課の調べたところによると、教育費の総支出(特別会計も含めて)に対する比率は19.8%と最高を占め次いで庁費(19.2%)、社会及び労働施設費(12.1%)、産業経済費(11.3%)、土木費(10.9%)という順位になっていることから考えると、葛巻町を除いてはいずれも相当低くなっている。教育委員会当局としてはせめて総支出の20%程度まではもってきたいという考のところが多かった。

然し更に各市町村の支出の内訳について調べてみると必ずしも教育費の比率が低すぎると一概にいえない様である。昭和35年度の決算につき主な費目別の支出額及び比率を示すと第3表のようになる。(岩手県地方課調による)

第3表 費目別支出額及び比率(昭和35年度決算)

費目	久 慈 市		葛 巻 町		川 井 村		岩 泉 町	
	金 額 (千円)	%						
教 育 費	52,886	15.5	34,605※	34.0	7,420	10.0	36,359※	12.2
庁 費	56,295	16.5	25,008	25.0	17,776	23.4	40,213	13.5
土 木 費	43,116	12.7	7,665	7.6	1,219	1.5	5,717	2.0
社会労働施設費	63,825	18.7	2,505	2.5	297	0.4	7,373	2.5
産 業 経 済 費	64,478	18.8	11,041	11.0	8,920	11.7	66,720	22.0
財 産 費	10,683	3.2	2,392	2.3	2,125	2.8	94,571	31.5
そ の 他	24,634	7.2	7,033	7.0	28,843	38.0	25,409	8.5
合 計	341,864		101,921※		75,779		297,123	

※ この数字は第2表の町村当局より得た数と違っているが一応そのままのせる。

この簡単な表からも各市町村の特色が見られる。すなわち久慈市では産業経済費社会及び労働施設費が重点をおかれこれに庁費教育費を加えると70%に近い割合を占める。葛巻町は教育費が断然高い比率を示しこれと庁費産業経済費で70%を越している。ところが川井村の場合はその他の費目が最高の38%となっているがこれを差引いて経常的なものについてその比率を計算してみると、教育費17%、庁費26.5%、産業経済費19.3%と他の市町村と余り違いがないことになる。同じ様に岩泉町の場合は財産費が31.5%を占めておりこれは滝野町有林経営費が大部分で特別会計となっているのでこれを差引いて各費目の比率を計算すると、教育費20.2%、庁費20.0%、産業経済費33.0%、土木費2.8%ということになり特に教育費が低いともいえない様である。結局以上の様に各市町村の特殊事情を考えると教育費の充足には相当努力しているという外なく、むしろへき地教育振興の基盤をなす産業経済或は土木費の支出割合が相対的に低いのではないかと考えられた。

以上の様な背景の上に長が教育財政にどの様にとり組んでいるかを見よう。先ず第一に長としての教育予算に対する配慮を要約すれば結局緊急に迫られたものを実施する以上には何も出来ないというのが実情と見うけられた。従って全体の何%を支出したいと特に考えていないという長もあるし、又30%以上を支出し比率では岩手県下で一、二位というところでも学校建築という臨時的な費用が大半を占め教育の内容を高め充実するということまではまだまだであると嘆く有様であった。老朽化し時代おくれになった校舎を改築するために全力をあげているというのがへき地の教育行財政当局の実状である。

次にその地域内のへき地指定学校に特別な予算配付を考えているか否かについては殆んど否定的な答であった。それはそうでなくとも不足な教育予算をその様な特別な配分をするにはいろいろ問題があるからであろう。せいぜい分校を独立校並に考えると、或は国庫補助のついでにへき地学校施設を建設するという程度であとは専ら本校の校長の経営に任せている。たゞ補助金制度について共通に訴えていたことは一つには二分の一補助といっても基準単価が実費より低く見積られている為実際は市町村当局の負担が二分の一以上になるという苦情であった。公営住宅の如き第二種住宅（9坪以下）については三分の二補助となっているからせめてその程度まで教員住宅の補助率を高めてほしいという要望もあった。

3. (その他長の意見) 最後に長の教育全般についての意見を話して貰ったが、共通している点は教員に人材をほしということであった。人材を得る為に長としては働きよい条件を作るために努力しており、例えば住宅とか医療の問題につき色々考えているが、希望通りにいかない様である。この様な悪条件のところでは教員組合の運動も盛んになるであろうがテスト反対などという運動は好ましくないと考える者が多い。然し頭から組合運動を否定する者はなくて父兄の支持を得られる様な理性的な線で運動を進めることを強く望んでいた。

要するに長に関する限り我々は貧弱な財政能力の許す範囲で教育委員会の希望に沿う様最大の努力をしていると見た。たゞそれでも十分にいかないのは市町村自身の経済的基盤の貧弱なことによるのであって市町村だけの努力では解決出来ないことが多い。今日比較的財政力のある地方公共団体ではデラックスな庁舎を建て、いる様であるが我々の調査した地域では久慈市を除いて明治時代の建物に大正時代に増築したという様な庁舎の中で累積している事務をやりくりしているのが役場の実情であった。結局国とか県とかいうもっと広い又高い段階の強力な施策に期待するところが多い様である。

B 市町村教育委員会の教育行政の実態

市町村教育委員会がどの様にへき地教育に対処しているかについて述べよう。

1. (委員会の構成等) 地教法によれば委員会の構成は町村では3人の委員でもよいことになっているが調査した市町村ではすべて5人であった。又選任された委員自身がどの様な見地から選任されたかという質問は問そのものに問題があったと思うが、多くは長がきめたのであるから私にはわからないという答が多かった。結局前にもふれた様に合併市町村であるので旧地区の地域代表という意味が強く、それが新町村の一体化が進むにつれ法に示す「人格高潔で教育に関し識見を有する者」という考え方に漸次変りつつあるといえるようである。

教育委員会は合議制の行政機関であり、会議を通してのみ活動するものであるから会議は極めて重要である。調査した市町村のうち久慈、葛巻は月1回の定例会、他の二町村は隔月に1回と定めていた。然し必要に応じ随時臨時会を開いているから実際はどこでも月1回以上の開催となっている。こゝでは重要事項のみ議されることになり、細々したことは大部分教育長に委任されることになり教育長の事務部局の整備確立が問題となってくる。

2. (育行行政方針) 委員会は市町村の教育行政全般についてどの様な基本方針を持ち、特にへき地教育について特別な計画を持っているかということであるが、この点については共通して第一に施設の充実整備を最重点と考えている。具体的にいえば老朽化した前近代的校舎を近代的なものに改築すること、講堂を新築することである。更にその外に戦後我国学童の体位が飛躍的に向上したといわれるのに、へき地児童生徒の体位が著しく劣っていることから学校給食、保健指導をとりあげているところが多い。又学力向上と関連して優秀な教員の確保の要望が多く、その為の施策として教員住宅の建設、保健医療体制の整備などの外、現在行われている以上にへき地教員の優遇措置を当局に働きかけることなどを考えている。いうなれば最低

必要な教育条件の確立整備に全力を傾けており、教育内容、教員教材等についてはそれが一応かたがついてからという実情である。学校の増改築もこの数年で一段落するであろうからそうしたら教育内容の方にも手をのばすことが出来るであろうというのが、教育長の一致した考え方であった。

又へき地住民は一般に教育に関心がうすいと考えられるのでそれを高める意味からも社会教育の振興を一つの重点施策としてしているところが多い。然しこれも青年の出稼ぎで団体形態のものがとりにくいか、婦人団体では母と女教師の会は相等活潑であるが、やゝ政治的色彩が強くと、地域婦人会と対立的なので指導を強化する必要があるなどとの意見をもらしたところもあった。

3. (委員会の事務機構) 第1表でも見られる様に広大な地域に数多くの学校を持ち、学校施設の整備の外に社会教育にまでも手をのばすとすると多くの職員が必要になることはいうまでもない。ところがその教育委員会の事務機構は極めて弱体である。大まかにいえば必要な職員の半分しか居ないといえるのではないか。各市町村の委員会の事務機構及び職員数を示すと次の様になる。

久慈市 教育長 1 総務課 課長 1 係員 3 教育課 課長 1 社会教育係 係長 1 係員 2 学校教育係 係長 (課長の兼任) 1 係員 2 計 11 名
 葛巻町 教育長 1 庶務係 2 学校教育係 1 (計 4 名) 外に公民館職員として館長 (社会育主事兼任) 1 係員 4 (計 5 名) 合計 9 名
 川井村 教育長 1 係員 2 計 3 名
 岩泉町 教育長 1 総務係 3 学務係 (学校教育関係) 2 社会教育係 2 計 8 名

岩泉町についていえば 990km² という香川県の半分もある広大な地域に分校を含め 62 校という学校を持ちながら学校教育関係の係員が 2 名ということでは委員会が如何に熱意をもやしてもどうにもならないのではないか。個々の学校施設についての国庫補助は勿論望ましいことではあるがその事務処理に当る事務局職員を確保するための経常的経費が全く市町村にのみ負わされているのは片手落ではあるまいか。やはり必要な職員を確保出来る様な国の財政的支援が望まれる。又葛巻町の如く公民館職員が委員会直属の職員より多いということも注目すべき事である。これは公民館職員が狭義の社会教育の仕事の外に町の広報関係事務も担当し、更に公民館本来の機能たる地域センターとして産業経済その他の面で巾広い活動をしている為に単に委員会の職員という性格だけでないことによるであろうが、その様な特色のある運営も総合的教育振興には役立つことであろう。その意味で昭和 36 年度久慈市に建設された青年の家なども注目される。然しそれはそれとして教育の基礎である義務教育諸学校の行政運営のために必要な職員を確保することは更に一層緊急に考慮すべきことではなからうか。

4. (委員会と長との関係) 委員会の職員をふやすということは結局は長とか議会とかの関係になってくるが、委員会と長との関係はどうなっているであろうか。改正前の教育委員会法施行当時においては、公選委員会は独立性という性格だけが特に強調され、長の持っている財政権とからんで両者間に色々紛争が絶えなかった。今日では長の選任した委員となっているので本質的な対立は見られない。しかも前述の様にとどの長も委員会の独立性を認め教育行政については口出しをしないことにしているので、結局予算獲得の場合に色々折衝が行われるだけで別に問題はない様である。たゞ事務上の事柄で余り大きくない額の支出まで長の決済を要するのは不便だから 10 万円位までは教育長の専決にしたいという要望がある程度である。

5. (学校管理の実態) 法的には市町村立学校の管理者は当該地方公共団体の教育委員会となっているが数十校の学校を持つ委員会が 2,3 名の職員だけで果してどの程度の現場把握が可

能であろうか。委員会の学校管理は原則としては学校管理規則という委員会規則に則って行われるべきことになっているがその励行状況はどうであろうか。

先ず学校管理規則についてみると、これは県で示した準則通りのものを各市町村で制定していることになっているが、その励行については全く自信がない様であった。一部には規則の内容改正について検討中との話も聞かれたが、現在の様な弱体な委員会事務局だけの力ではどんな立派な規則も余り意味がないのではないかと結論せざるを得ない様である。そこで実際上は学校長を通じて管理を行うということ以外には不可能となる。ところが岩手県の様に学校長が教員組合員でもありしかも岩手の組合は全国的に見て甚だ強力でありその岩教組の中でも最も強い支部の指導下にあるへき地々帯の校長は極めて微妙な立場にあり、委員会の方針が思う様に現場まで滲透しない様である。現に教職員の中には管理規則が如何様なものか知らないのではないかと思われる様な発言をする者もあったし、又新任の職員に服務上の規則を周知させる校長の努力にもやゝ欠けるところがあるのではないかという感が持たれた。

事務監査の中では会計監査は法令の定めもあり規則的に行われているが、その他の監査については教育委員が学校を巡視することにしていくところが多く、久慈市の如く比較的學校数の少ないところで年一回一日に三校の割合であり、結局表面的なものに止まらざるを得ない。岩泉町の如き広大な地域では合併以来二回ということで結局三年に一回にしかならないことになる。如何に見事な教育方針をたてゝもこれが実行を確認出来る体制ができていなくてはどうにもならない。しかも委員会は手不足で出来ないし、学校長も思うにまかせないということになると結局個々の教師の自重努力に待つ以外にはないことになる。教師に一切任せてしかも教育効果が上るならそれこそ理想的あり方であろうが、如何に優秀な教師でもそれが出来ない様な悪条件が多いのである。その様な教育条件の整備確立が教育行政の任務であるが、中でも行政当局者の最も悩みとするところはその優秀教員の確保という事であった。これは委員会の行政責任を教師に転嫁するともとれない事はないが、他の共同研究班の結論からもいえる様に、悪条件の中で成績をあげている教師もあり、教員人事がへき地教育振興の一つの重要なキポイントであることは否定出来ない。然しそれと同時に学校管理規則の様なルールを励行する様な気風が学校には必要であり、又もし守れない様なものなら不合理な点を検討しよい規則を作る努力をすべきである。現状は委員会も学校も文字通りこれを棚上げして敢てふれまいとする様であるといつて間違いなさそうである。

6. (人事行政) 学校行政上の重大な問題点として委員会がとりあげていることは5にも述べた様に教員の確保ということである。へき地学校に赴任を希望する者は少なく、反対に転出希望者は多い。へき地教員の優遇措置として三年たてば希望の学校に転出を認めるということにしても中堅層の教員の希望者が少ないのでいきおい経験のない新卒が多数採用されることになる。例えば葛巻町では年々20名、岩泉町では20乃至40名の新卒が入り、然も直ちに分校勤務となることさえある。委員会としては本校で一二年経験を積ませた上で分校にやりたいと考えているが、校長の学校経営の都合でそういかない場合もある。その上何年経っても希望の土地に転出出来ないとなればへき地赴任希望が少ないことも、また勤務中の者の志気があがらないことも当然といえよう。市町村委員会としては全県的立場に立つての強力人事を希望しており、又組合の協力を希望している。然し委員会からすると、組合は地区はともかく全県的にいえば必ずしも協力的とはいえず、校長は対組合的にもっと強い態度になってほしいと希望していた。たゞこの様な恵まれない地帯では組合運動が強くならざるを得ないことも理解している委員会としてはそこに悩みがあり、この点についても市町村委員会の力だけでは解決出来ない面が多いといえよう。

教員確保の出来ない理由としては仕事そのもののむずかしさよりは生活上の困難があげられ

る。住宅が不備である、医者が居ない、買物に不便である等々である。これを解決するためには教育予算が関係してくるが、この場合国庫補助金のつく仕事は非常にやり易い様である。たゞ問題は補助率が二分の一となっておりながら基準単価の算定の低さから実質二分の一にならない悩みがあることは前述した通りである。然し調査した市町村の教育予算についていえばその大半は学校施設の整備に使用されていて教員の優遇の方には金がまわりかねる様で、それでさえ全予算に対する比率は必ずしも低いものではない。例えば葛巻町の如きは30%を越しておりこゝ当分はこの様な状況が続くであろう。

7. (教員予算等) 旧教育委員会法では委員会に教育予算の編成権が認められておりそのため長の財政権との調整が一つの問題点とされていた。ところが地教法では単に長が教育予算案を作る場合委員会の意見をきかなければならないとされているにすぎない。行政実例では長の案に対し委員会の会議の議決を経た意見を文書として提示することが適当であるとされている。然し調査した市町村では教育予算は校長等の要求をまとめ委員会で案を作り長が査定調整し一本の予算案として議会に提案しており法改正前と実質的には殆んど変りがない。たゞ二本建予算が認められないというだけであるが二本建予算の実際効果も余りなかったから市町村の段階では法改正もこの点では影響が認められないといってよい。

同一市町村内の学校毎の予算配分に問題はないか或は分校とかへき地指定学校に特に重点配分をしていないかについては、その様な事例はなく予算の90%は生徒数、学級数といった様な客観的基準に基いて機械的に配分されている。この様な基準によると分校は概して低額となるのであとの10%のところ独立校に準ずるものとしての考慮を加えている。以前は分校を独立校として予算配分をした様であるが今日では事務の簡略化というところから本校に一括配分している。そのため校長の考によって多くもなり少なくもなるという不安定なところもあるわけであるが調査した分校については別に配分上の不満はなかった。結局予算の絶対額が不足だということに尽きるのである。

又へき地教育振興について市町村が予算上何か特別な努力をしているという事例も乏しいといわねばならない。結局絶対的に乏しい財政で何か仕事をするとなると、国庫補助金のある事業に重点的に予算をつけるということになる。例えばへき地教員住宅、へき地集會室の建設の外理科教育振興法や産業教育振興法による設備の充実などである。この意味でへき地教育振興には国の支援が今後とも一層強力にすゝめられなければならないことが痛感される。

尚明るい話題としては市町村で教員の研修費を予算化したことがあげられよう。教員の資質向上の為に研修が必要であり殊にへき地の場合交通不便の為に研修の機会に恵まれないので、研修旅費を考えていないかと質問したのであるが予算上の名目はまちまちであるが、大体一人当たり700円から900円程度のものを計上していた。即ち久慈市では旅費5万2千円報償費4万円消耗品費4万6千円印刷製本費7万円計20万8千円、葛巻町では旅費6万円研修費6万円計12万円、岩泉町では研究依託料20万円分校研究会費5万円新採用教員研修費1万円へき地学校研究費1万円計27万円となっており、川井村では額は明示しなかったが村内研修会に三回出張出来る旅費を考えているということであった。この様な予算がついたのは昭和35年度以降でこれは一つの進歩といえよう。

最後にこの様な乏しい財政を補う為に住民から寄附などとしていないかを調べたのであるが、どこでも公教育は公費でという大原則を堅持する心構であり建築費については寄附をとっていない。然し土地の提供とか整地とかいう様な現物や労力の提供は受けている。但し土地についても無償提供のむずかしい場合は有料借上げを考え、個人的負担の軽減の方向に努力していることは十分に認められる。たゞ赤字団体である川井村は財政再建途上であり色々制限をうける為に建築費、営繕費、修学旅行統導費等について若干寄附をとっている様で当局者も好ましい

第4表 学校の施設設備の概況

学 校		A	B	C	D
環 境		海拔 90m で海が一望に眺められる部落の最も高い所にあり、風当りが強い。	馬淵川沿いの平坦地にあり、部落の入口に当る所にある。	山田線より数 km 入った山間の部落にあり、両側の高い山で日照時間少ない。	岩泉より久慈行きの県道に沿った山間部落。バス停留所に近い。
最遠通学距離		4km	6km	6km	6km
校 地	小 学 校	1,800坪		230坪	1,000坪
	中 学 校	756	小中共用		
計		2,556	2,744	230	1,000
運 動 場	小 学 校	坪		100坪	600坪
	中 学 校	共用	小中共用		
計		1,100	1,924	100	600
校 舎	小 学 校	105坪	204坪	54坪	68坪
	中 学 校	84	36		
計		189	240	54	68
講 堂	小 学 校	29坪	50坪		
	中 学 校	58	0	ナシ	ナシ
計		87	50		
教 室 数	普通 小	3	5	2	2
	普通 中	3	2		
	特別 小	1	0	0	0
	特別 中	1	0		
	計	8	7	2	2
職 員 室		12.8坪	12.8坪	5坪	5坪
図 書 室		特別教室兼用	講堂の物置利用	3.75坪	職員室兼用
教 具 室		講堂の一部改造	3坪	2坪	職員室兼用
保 健 室		特別教室兼用	兼 用	兼 用	兼用(宿直室)
宿 直 室		8 畳 6 畳	8 畳 6 畳	ナ シ	6 畳 4 畳
照 明 状 況		各室に配線	各室に配線	配線あり	配線あり 但し自然の採光状況最悪
給 排 水		簡易水道 自然排水	簡易水道 自然排水	井 戸 自然排水	簡易水道 自然排水
設 備 の 状 況	理 科	小 S.36年度10万円, 中 S.35年度万円で備品を整備(理振法)	小・中とも理振法によって備品を整備	理振法による備品整備	理振法による備品整備
	体 育	ピンポン台(2) トビバコ, マット, ブランコ, 各種球技用具	ピンポン台(2) トビバコ, マット, 平均台, 各種球技用具	トビバコ, マット, 鉄棒, 各種球技用具	ブランコ, 鉄棒, マット, 各種球技用具
	音 楽	ピアノ, オルガン, 木琴, タイコ等	ピアノ, オルガン, 木琴, タイコ, 笛, タンバリン等	オルガン(2) タイコ, 木琴, タンバリン等	オルガン, タイコ, 木琴, 立笛, シンバル等
	技 術 庭 家 (園工)	製図板, 製図用具, 家庭大工道具, ミシン, 調理用具, S.37 産振法により整備の予定	ミシン, 調理用具, S.37 産振法により整備の予定		大工道具一式, ナベ, フライパン

視聴覚係		校内放送設備, スピーカー, 幻灯機, テープレコーダー, ステレオ, ラジオ, 紙芝居	校内放送設備, ラジオ, テープレコーダー, 幻灯機	ラジオ, スピーカー, プレーヤー, テープレコーダー	ラジオ, スピーカー, プレーヤー, 幻灯機
その他		電気バリカン (1回10円で利用させる)	救急薬品		バリカン, カミソリ (先生がやってやる)
職員住宅		3棟 (15坪 12坪 2棟)	2棟 (13坪 10.5坪)	18坪 (校舎に接続)	ナシ
備	児童数(小)	75	124	48	42
	生徒数(中)	50	53		
	計	125	177	48	42
考	学級数(小)	3	6	2	2
	(中)	3	2		
	計	6	8	2	2
	教員数(小)	4	7	2	2
	(中)	5(長兼任)	5(長兼任)		
	計	9	12	2	2
へき地級別指定		1級	1級	2級	1級

ことではなく近い将来やめたいという意志を表明していた。これを要するに前に度々指摘した様に財政面でも最大限の努力をしているが、これを独力で解決するには余りに財政基盤が貧弱であるということである。即ち自己財源が全歳入の 10% 台という様なところでは独力で教育財政の充実とは全く不可能でこの点でも国とか県とかいう上級広域団体の強力な支援が必要であるということになる。

C 校長の学校経営管理

- (学校概況) 学校の環境, 通学距離, 施設設備の概況を示すと第4表の通りである。
- (校地) 調査した四校のうちC分校を除いてはすべて戦後の建築で旧来のものに較べて著しく改善されている。幸いB校やD分校の近くには旧校舎が残っていたが何れも道路のすぐ近くのアバラ屋で校庭らしいものもなかった。校地の基準としては昭和24年文部省, 商工省両省共同の告示として出された日本建築規格, 木造小学校建物及び木造中学校建物がありそれによると小学校は児童一人当たり 20m^2 (6坪), 中学校は生徒一人当たり 30m^2 (9坪) となっている。この基準からするとC分校以外はいずれも大巾に上廻っている。例えばB校についていえば小学校児童124名, 中学校生徒53名でこれに夫々6或は9を乗じてその積の和を求めると1,221坪となるが実際は2,744坪と2倍以上となっており, 又D分校は児童数43名で基準は258坪となるがそれが1,000坪という4倍に近い数である。しかしこの基準は適正規模の学校については適当であろうが小規模学校については問題がある。如何に生徒数が少なくても学校というからには最低基準の広さが必要であろう。例えば校地の一部をなす運動場になると或るルールに従った運動をする為には一定規模の広さが必要なわけで人数に比例するという基準だけでは不十分である。日本建築規格によると中学校についてだけ $12,000\text{m}^2$ (約3,600坪) という標準が示されており, 小学校については何もないが体育の立場からは少なくとも $3,900\text{m}^2$ (約1,180坪) が必要であると考えられている。そう考えると上の学校の校地の面積も決して広いわけではなくむしろ狭すぎると云ってよいのである。然し平坦地の少ないへき地の学校としては先ずこの程度あればがまん出来るのではあるまいか。

3. (校舎) ところが校舎となると必ずしも十分とはいえない。上述の日本建築規格による校舎の床面積は小学校児童一人当たり 4m^2 (1.2 坪) 中学校生徒については 7m^2 (2.1 坪) となっているが現在国庫補助の場合の基準は小学校 0.9 坪、中学校 1.08 坪となっている。従ってこの補助基準から考えると A 校では基準坪数 (0.9 坪×75) 67.5 坪に対し 105 坪、中学校では基準坪数 (1.08 坪×50) 54 坪に対し 85 坪、B 校では同様に基準坪数小学校 111.6 坪に対し 204 坪、中学校 52.24 坪に対し 36 坪合計 168.84 坪に対し 240 坪といずれも基準を上廻っている。このことは C、D 両分校についてみてみてもいえることである。ところが現地をみると余裕があるどころか B 校の如き小学校 6 学級に対し 5 教室しかないので玄関の部分を改造して教室にしている有様である。これは実際の学級編制が機械的に 50 人単位で構成されず、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で 2 学年複式学級の場合 35 名を越えると 2 学級編制になるということから出てくることである。

又補助基準面積でおさえられる関係上教室の規模も最小の規格によっている。即ち日本工業規格のうち最も小さい $5.40\text{m} \times 7.20\text{m}$ (12.8 坪) のものが大部分である。ところがこの規格は教卓、生徒の机、イスだけで一パイになりその他の戸棚、教具教材を置く余地がなく、しかも他に教具教材室、図書室或は物置がないので一層不便であるという話であった。校地についていったと同様小規模学校については単に一人当たり面積で校舎の床面積をきめる方式が適切でないことがわかるであろう。

物置きのないということも中学校では切実な問題となっていた。例えば理振法や学校図書館法によって備品を購入しても整理しておかなくては利用が十分に出来ないし、昭和 37 年度入る予定の産振法による機械類もこれを利用する場所がなくては何にもならない。現に B 校の如き冬期に使用するストーブや煙突を入れる場所がなく雨ざらしにしていた時期もあった由である。

更に特別教室の不足も問題である。各学校とも教具の中では音楽関係のものが整備されている様であったが特別教室がないために十分利用出来ない有様で、最低必要な特別教室を作れる様な基準を考える必要がある。それについては関係者の間で以前から要求されていた小・中学校の設置基準という様なものが作られそれを実現するための国庫補助という様なことでも考えない限り、へき地の市町村だけの力では以上の様な要求を早急に実現することは困難の様に思われる。

4. (教具教材) 教具教材について見ると第 4 表に示す様に相当充実されており中でも音楽とか体育用具は整備され、又視聴覚器材も利用されている。実験を重視する様になった理科の教具も理振法によるものがどの学校にも入っているがその利用状況については問題があるかと思われる。その詳細は教師班の調査によって明かになるであろうが例えば学校には何年度に入ったかそれを証する書類も備品台帳も最近まで見つからなかったというところがある。我々の調査した時は整頓され利用されていたがその様な点からいって今後は利用の点についての努力が必要であろう。

この様に今日ではへき地の学校も着々整備され我々が数年前に見た様なところはなかったが然し町当局と地域の協力体制がうまくいかない為に学校が後ろ向きに建てられたところがあった。これは校地の問題に関して地域と町当局の間に問題が起り整地作業が進まないうちに建築の期限が迫り、補助金をうける関係もあって出来ている敷地にとにかくにも建てるということになった為で、教室の採光窓が後の高い山に面している為、昼尚暗き教室となり終日蛍光灯をつけて勉強していた。部外者から見るといくら何でもこの程度のことが何とかならなかったかとも思われるが、或は何か他に理由があったのかも知れない。明るい太陽に背を向けた校舎の構は何かへき地の姿を象徴している様でもあった。

施設々備については学校長も分校主任も乏しい市町村財政の実情を知っている為か余り大きい要求はしていなかった。たゞ前にも述べた様に特別教室、倉庫、物置の様なものには、共通して強い要望があった。又久慈市のA校の様なところですら大工を頼むことがむずかしく小修理に困るといっている程であり、D分校地区の様に部落には大工の建てた家が殆んどないといわれるところでは一層それが痛切であろう。然しその反面誰でも一寸した大工の仕事は出来るであろうからその技術を利用して自家製の体育設備などを作るという便宜はある。

5. (人事) へき地教育の振興には教師の力が大きいであろうという我々の予想と一致して、学校長としても優秀な教員を確保することに努力している様である。校長には教員人事について意見具申の権限が認められているがそれが行政当局にどの程度尊重されているかというのが我々の質問の要旨であった。法律のたて前としては公立の小中学校の教員は県費負担教職員といわれその任命権は都道府県教育委員会にあり、その任命権の行使に当っては市町村委員会の内申をまっとうすべきであり更に学校長は市町村委員会にその学校の職員の任免進退に関する意見を申し出ることができるといっている。(地教法、第37条から第39条まで参照)我々の調査では市町村の段階では全面的に校長の意見が尊重されるが県の段階になると他の市町村委員会との関係で希望する様な教員がとれず結局相当数の新卒教員を採用せざるを得ないという結果を招いている。しかも市町村委員会と県委員会との中間に更に各地方教育事務所が介在し、教育事務所間の交流も難かしい為へき地のたらい廻しの人事となり益々教員の志気に影響している様である。校長としては三年も勤めたら確実に希望地に出してやれるという様な人事行政を強く要望していた。全国共通のことであるが教頭級の中堅教員が極度に不足していることが校長の悩みとなっている。その点からいってもへき地教員の特段の優遇措置を考えなければならぬし、又教師の個人の都合を過度に重視する生活人事、納得人事についても再検討の時期にきているのではあるまいか。

6. (校長の学校管理) 学校長の学校管理については色々の面からの質問を試みた。例えば教育長に質問した学校管理規則をどう受けとめているかについては規則の重要性必要性は一応認めているが、規則制定当初全国的に教員組合と紛争を起した関係もあって必ずしも励行されていない様である。一般に若い教員は管理規則に関心がうすいとか休暇その他の諸届、出勤簿の取扱などに問題があるとか考えている校長が多く、もう少し服務について徹底する必要があると力説していた校長もあった。組合行事への参加の取扱をどうするかなども懸案の一つである。学校は教育基本法にもいう様に公の性質を持つものであり、管理者たる市町村委員会が事務局の弱体のため末端まで目が届かないとすれば合理的な規則例えば学校管理規則の如きものを作り、現場の責任者たる校長がこれを励行することによって国民に対する責任を保証する必要があると考えられる。もとよりこれは、県で決定した準則に機械的に自分の市町村の名を冠せた様な現在の学校管理規則が合理的な規則だという意味ではない。前述の様にそういうルールを改正する努力もしないで棚上げしておいたのでは何によって学校の公共性を保証するのであろうか。学校は決して教員の私すべきものでも、又教員の団体の支配すべきものでもないのである。その意味で調査校を管轄している教育事務所管内の関係者がこの規則の再検討を進めているということであったがその成果を期待したい。

イ.(職員会議) 学校の全体的な運営責任者は校長であるが、この責任を果すために職員会議に諮らなければならないという法規上の義務はない。然し我国では相当古くから慣例上職員会議がありこゝで色々のことを相談しいわば民主的に学校運営がなされている。調査した学校では定例会議は月一回が大部分で外に臨時会もあるので多いところでは月三回になるところもある。この会議には分校職員も参加しそこで本校との連絡が行われる。更にこの様な長時間を要する会議の外に朝会とか終会とか称せられる短時間の会議があり簡単な連絡、話し合い、反省

を行っている。

ロ. (校務分掌) 小, 中校の教員に事務が多くて教育効果を阻害するという事はしばしばいわれているが然し必要な仕事であるのでこれを各人で分担することにしてはいる。その分担の決定方法は話し合いを基本にし, 仕事の難易, 分量, 本人の適不適を考え負担の公平を期しており, 余り問題はない様である。たゞ校長が最後の決定する段階で若干の差が見られ教員の多少の不満は無視して大局的立場から校長が責任を持って決めるいうところ, 校長は大綱を示すだけで天下りは決してとらないということとあることである。最終的責任が校長であることを自覚しているならばどちらの方式でも実質的な差はないのではなからうか。

ハ. (分校人事) 分校を持っている校長の悩みの種は分校人事である。分校に進んで勤務しようという人はごく稀だからである。その結果何も知らない発言権を行使する機会のない新卒採用者をいきなりトラックで分校に送るということも以前にはあった様である。校長からすれば分校は距離的にも相当離れ (6~8km) 交通の便も悪いので分校を自主的に経営出来る人格, 経験, 力量ともにそなわった教員をやりたいのであるが色々の理由で結果的には動き易い独身者とか, 夫婦共稼ぎの者を一緒にやるとかいう場合が多い。調査した分校はいずれも二学級で夫婦で赴任していたから問題はなかったが, 夫婦者のところに若い女教師が赴任し問題が起るという事例もあった様で, 分校の場合は特に住宅問題が非常に重要になってくる。

ニ. (分校管理) 校長の分校管理も距離的な関係で巡回指導が極めてむずかしい。殊にD校の如く, 四つも分校を持っている場合は一層それが甚しく, 分校の立場からすると校長は殆んど来てくれないのではないかという感さえいさぐ程である。その為校長としては基本方針を示し, あとは分校主任の自主的運営に期待するという以外には出られない。月一回の定例職員会議, 或は電話連絡, 分校教員が本校に来る場合などの機会を利用して本校の方針を徹底する。その外, 分校の孤立化を防ぐためにD校では教頭以下各教員が冬期を除き月一日位分校を訪問し教師や児童を激励するとか, 学芸会, 運動会には本校に招待するなどしている。分校の子供でも中学校になると本校のある中心部の学校に通学することになるが強い劣等感を持ち極端な場合は殆んど中学校に行かなくなることもあるということであるが小学校時代から度々交流を図ることは望ましいことである。

ホ. (小学校と中学校との関係) A, B 両校はいずれも小中併設校であるが小学校と中学校との関係も教育効果をあげる上に重大な関係があると考えられる。調査した両校についてはその関係は極めて円滑にしている様である。元来併設校といっても法的にはたゞ校長が兼任ということであって教員も施設も設備も夫々別になっているのである。第4表に示す様に同じ棟の建物でも合帳面では小学校何坪中学校何坪となっているか, 或は一部が0でどちらかのものを共用するという形になっている。従ってこれは備品についてもいえることでもし教員間に対立的空気でもあれば職員室も別にし職員会議も教員も別々にしても理論的には一向おかしくないのである。実際数年前にその様な学校を見たこともある。我々は小規模学校は通学距離などの関係で併設校で差支えなく無理な学校統合には反対する者である。むしろ教員の中には小中両方の免許状を持っている者も多いであろうから兼任の発令をし実際授業をしたら兼任手当を出し, 積極的に小中一貫教育を徹底させたらよいのではなからうか。昭和37年度の全国学力調査で平均86点という最高の成績をあげた学校は東北A県の20名足らずの分校といわれるが, こゝでは9年の一貫教育という考え方で多年努力した結果であるといわれている。この考え方は又一, 二名の児童数の増減により教員定数が増減することも或程度緩和出来るであろうし, 又教員の出張によって授業が欠ける場合の補欠授業ということも合法的に出来るであろう。調査した学校では関係はよくいっていたが原則は完全分離ということで補欠授業も夫々独立的に考えるということであった。然し実際問題としてA校では小3学級に教員3名中3学級に4名, B

校で小6学級に6名中2学級に4名ということになっているから手のすいている教師はA校で中1名B校で中2名ということになる。それでは補欠授業といっても時々廻って行ってさむぐなよ、勉強しろという位のことしか出来ないのではないか。やはり補欠というからには一時間中ついていて計画的に授業する様でありたい。その意味でももっと小中一貫教育の考え方を強化し兼任手当（名称は何でもよい）などの支給によってへき地教員の優遇措置にもなるということになればそれこそ一石二鳥、或は三鳥の効果があるといつてよいのではなかろうか。

（指導助言）へき地教育の振興の重大な要素は教員にありといったが、一方からいうと資格もあり能力もある教員にもその力を十分発揮させない様な悪条件が多い。その意味で校長の指導管理の如何が非常に大きな影響を与えている。現に地域班の調査によれば校長がかわったことによって学校の面目が地域住民の目にもハッキリわかる程変わったというところもある。この様な観点から新任教員の指導とか教案点検とか、教員研修等についての校長の考え方をきいてみた。

新任教員の指導については特に機会を設けないで職員会議の時とか分校訪問の時とか学内研究会を利用しているもの、校長が模範授業をやってみせ特にラジオの利用方法などについて指導するもの、授業ではなく新卒教員が殆んど知らない服務関係のことなどを主として指導するものなど校長の考によって色々である。児童の状況や地域の状況を教えることは大体共通しているが高圧的でなく話し合い的にやるという心づかいは戦後の特色といつてよかろう。

次に教案（指導案）の提出についてはまちまちで新任の教師についてだけ最初の一、二ヶ月間二教科位について提出させるところもあるが、概して週案程度のもを出させ校長が点検するところが多い。それには前週の実施状況も記入する様になっているのでそれによって教科の進度も確認出来る。従前は教案提出は一般に厳格であったが今日では各教師の自主性を尊重し余りこの様なものにこだわっていない。又校長の教室巡視とか、学期末の反省会などで指導するとか、形式ばらない座談を通じて指導するとしている校長もある。

校内研修会の回数と文部省の学力調査とは相関が高いということがいわれているが、各校ともこれには相当力を入れている。その方法としては各人研究授業をするとか、或はテーマをきめて月何回か研究発表をし討議するとか、同一の題目について共同研究すると色々な工夫をしている。各市町村でも昭和35年度頃から研修費を予算化しており一般にへき地教員の研修意欲は向上しつつある様に見受けられた。

その他へき地学校で特に低いといわれる学力にについてその向上対策として校長が考えていることについて答を求めた。それについて各校とも努力はしているが地域の事情によって問題はいろいろである。例えばA校の如く進学率の高い学校では自ずと児童生徒の学習意欲が旺盛で、ラジオや展示物の利用、或は教科と学校行事の両方の性格を持つ学習会という独特の機会を設け漢字練習、読書会、写生などをやっているが、B校の如く進学者の少ない学校では教師の一人相撲になって児童生徒がついてこないという嘆きがきかれた。これは分校となると一層ひどくなる。

最後に地域社会との協力についてであるが、大体よくいっていると見られる。即ちピアノ購入、スポーツ用具備付、校地の整地、学校の小修理など金銭或は資材或は労働力による協力がなされている。校長の話では学校の努力が現れ子供達がいくらかでもよくなってきたことが父兄にわかればいわずして父兄は協力してくれるということであったが、全くその通りで、我々の調べた地域ではその点では皆協力的であった。

D. 分校経営

1. （本校との関係）分校主任からきいたことは分校経営上の困難点についてであるが

れも孤立化せずつとめて本校との関係を密にしようという努力を払っている。基本的には月一回の職員会議に出席してそこで決定した方針によって分校を經營するのであるがその外月二乃至三回本校に行って色々連絡をとっている。この時には児童を休ませることもあるし、時には一緒につれて行って本校の児童と交歓することもあるが、休ませても行事が少ないので法定の最低授業時間数は確保出来るということであった。

両分校とも運動会、学芸会、展示会の如きは本校と一体となって行い児童も見学に参加し、その他レントゲン検査の場合など本校との接触は相当多くなっている。又研修のための研究授業なども本校と一緒にやることが多い。修学旅行や臨海学校については本校と一緒にする場合（C校）と別々の場合（D校）があり夫々本校との関係の如何や地域の事情によるが方向としては独立校ではなく本校の分校であるという基本的性格を生かす方に向いているといえる。校長自身としても分校に自ら指導助言のため少なくとも月に一回は行きたいといっているが実際は二月に一回もむずかしい様である。分校を数多く持っているところ程自然校長の個々の分校に対する巡回指導の回数は少なくなるわけで分校の教員は自分のところには一向来てくれないという感をいただくことになる。

かくて分校經營は殆んど實質的には分校主任の責任となる。形式的に行事等について校長の許可をうけることにはなっていないが実際は經營全般を一任されていることになる。經營の場合問題は経費であるが、両分校とも教材費、備品費合計で9万乃至10万円を配分されており、PTAもないD校の如きも2万円位は是非必要だといっていた。前にもふれたが分校の様な小規模学校では一人当りいくらという配分基準だけではどうしても不十分な様である。

2. (分校經營上の問題点) 両分校が直面している經營上の問題点についてはその分校のおかれている歴史的、社会的状況によって差があるが、共通にいえることは、1. 予算が少なくて十分な教具教材をとるのえられないこと、2. 6学年2学級編制なので3学年複式となり教師が教材をこなすことがむずかしいこと、で、予算を増額してほしいこと、最大限2年複式にしてほしいということであった。又学力が低いのでなんとかこれを向上したいということ、これは分校だけのことではないが、特に分校ではそれが痛感される。

その他甚だしい山峡地帯で、校庭が狭いとか（C校）子供の生活経験を豊かにするためテレビがほしい、医療施設について考慮してほしいとかいう悩みの外に、D校では父兄の職業（山林労働者で山の木と共に移動する）の関係上児童の転入転出が甚だしく、一貫して六年間在学する者は全児童の半分であるという悩みを訴えていた。

然しこの様な悪条件にもかかわらず学校教育の外に地域社会の成人教育を組織しようと若い分校主任は料理講習会の計画などをすゝめており、又教育は環境作りからと、校庭の一部を子供達と共に整地して花を植えたり木を植えたりしているのを見て我々は明るい将来を期待出来ると思った。一年後我々は更に再調査を予定しているが恐らく大きな進歩を見られるだろうと想像している。へき地教師のこの様な熱意を实らせるために物的財政的支援を与えるのが教育行財政当局の責任で、へき地教育の振興は教師の熱意にかゝっているとして学力不振が教師の怠慢のいたすところと考える如きは行財政当局の怠慢であり責任の回避であるという外はない。

III 結 び

この調査によって我々の得た結果を要約すると次の様になる。即ち市町村当局も教育委員会当局もへき地教育については出来る限りの努力をしている。にも拘らず末端の学校の段階になると色々問題点の多いことは結局学校管理者である市町村の段階では解決の出来ない問題が多

いからである。それは人事の面についても財政の面についてもいえることである。やはり国とか県の段階の強力な施策に待つ外はない。その意味からするとへき地教育振興法は非常に高く評価されてよいものであろう。教員住宅にしるへき地集会室にしる振興法による補助金がなかったら恐らく容易に建たなかったと思われる。又へき地手当を法律で確保したこともへき地教員には大きな福音であろう。たゞ前述の様に二分の一補助が実際は三分の一以下の補助にしかないとか、へき地手当の現在の額も不十分であるということはこの調査でも確認された。即ち調査校は一級乃至二級指定というへき地校としては条件のよいところであるのに拘らず交通費、通信費、モーターバイクの修理費などに手当の金を注いで尚不足であるというし、又日常の必需品を買うにも交通費がかゝり、研修の書籍を注文しても高い郵送料がかゝるといふ具合である。そう云えば戦前のへき地手当に該当する加俸の額に較べて物価指数から考えると実は一尙優遇になっていないことがわかる。その意味でへき地手当の増額ということも手近い一つの解決策かも知れない。この様な個々の困難点が具体的に中央の行政当局や立法当局に通じていないのではなからうか。法の社会的効果を評価して更に実情に合った改善を加える努力が関係者によつてもっとなされるべきであらう。勿論県の段階に於ける施策も必要であらうが財政上のことについては貧弱な岩手県としては容易なことではない。やはり国の支援を基礎にした県、市町村一体となつての振興をすゝめる以外にはないであらう。有力な実力団体であり教員に決定的ともいふべき影響を及ぼしている教員組合がこれに協力的態度を示すならば更に一層事はスムーズに運ぶであらう。